

宮城県在籍型出向等支援協議会 設置要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、宮城県在籍型出向等支援協議会（以下「地域協議会」という。）を設置・開催する。

2 構成員等

地域協議会は、別紙に掲げる者を参集者として構成するほか、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

3 協議事項

地域協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること。
- (3) 地域における関係機関間の連携に関すること。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること。
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

4 事務局

地域協議会の事務局は、宮城労働局職業安定部に置く。

5 その他

- (1) 地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

改正

この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

宮城県在籍型出向等支援協議会構成員

経済団体

一般社団法人宮城県経営者協会
宮城県中小企業団体中央会
宮城県商工会議所連合会
宮城県商工会連合会

労働団体

日本労働組合総連合会宮城県連合会

金融機関

株式会社七十七銀行
株式会社仙台銀行
宮城県信用金庫協会

出向等支援団体

公益財団法人産業雇用安定センター宮城事務所

関係団体

宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点
宮城県よろず支援拠点
宮城県社会保険労務士会

行政機関

宮城県
仙台市
東北経済産業局
東北地方整備局
東北運輸局
東京航空局仙台空港事務所
東北農政局宮城県拠点
宮城労働局
仙台公共職業安定所